

○特殊勤務手当

・概要

(1) 特殊勤務手当は、著しく危険・不快・不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とするが、その特殊性が多種多様であるため給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に、その勤務の特殊性に応じて支給される手当である。

(2) 種類

- ① 多学年学級担当手当
- ② 教員特殊業務手当
- ③ 教育業務連絡指導手当
- ④ 夜間等特殊業務手当
- ⑤ 災害応急作業手当

(3) 支給対象職員

条例、市町村条例、規則、市町村規則又は運用基準に定める職員以外の者は、手当の支給を受けることができないが、職員が兼務職の職務として行う作業又は業務が特殊勤務手当の支給の対象となるものである場合は、手当を支給することができる。

・関係法令等

- (1) 職員の給与に関する条例 第11条
- (2) 職員の特殊勤務手当に関する条例
- (3) 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則
- (4) 福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例 第8条
- (5) 市町村立学校職員の給与の支給に関する規則 第3条、第3条の2
- (6) 特殊勤務手当の支給に関する運用基準の制定について

以 下 余 白